

生垣づくり助成を拡充しました

東日本大震災では、津波などにより多くのみどりが失われました。仙台市では、より多くの方々に「生垣づくり助成」を利用させていただくため、平成 24 年 10 月 1 日より、これまで行ってきた制度を拡充しました。

- これまでの助成対象区域に、新たに津波浸水区域が加わりました。
- 過去にこの助成を受けて設置した生垣が、東日本大震災により被災した場合（津波による流出や枯れ、宅地崩壊による損失等）、もう一度助成を受けて生垣を設置することができます。
- 被災時から平成 24 年 12 月 31 日までの間に上記の事業に着手していたものについては、さかのぼって助成の対象となる場合があります。



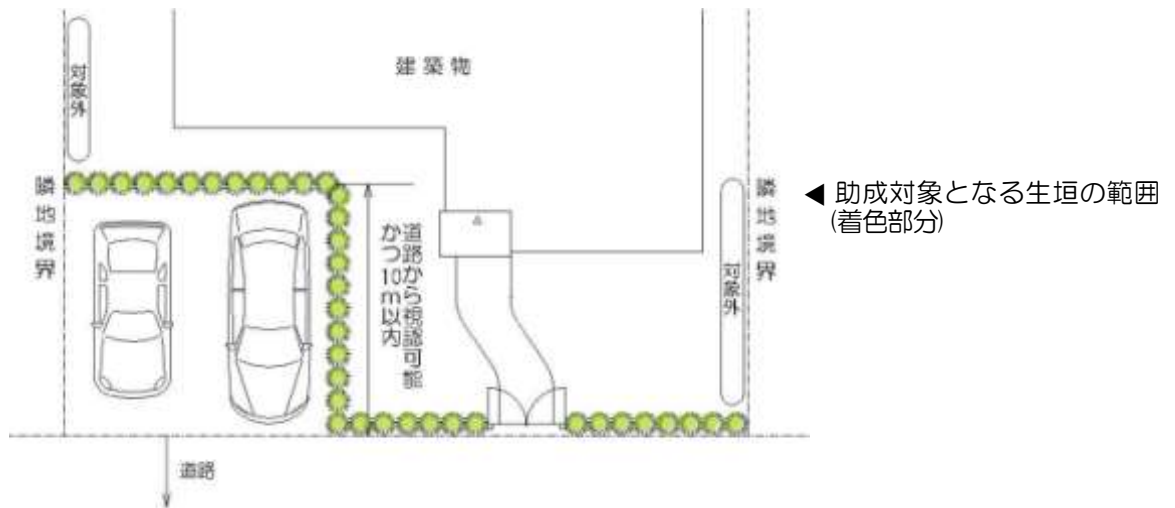
（「生垣づくり助成事業」のご案内は裏面に）

津波浸水区域図



《受付・問い合わせ先》
各区役所 街並み形成課
建設局 百年の杜推進課

「生垣づくり助成事業」のご案内



◆助成対象 市街化区域及び津波浸水区域内において、道路から容易に視認できる奥行き10m以内の場所(隣接境界を除く)に生垣をつくろうとする個人や事業者が対象です。

※道路とは、国道、県道、市道等の公道及び不特定多数者が通行する私道です。

◆助成基準 ①植栽延長が5m以上 ②樹高が0.6m以上 ③樹木の本数が1mあたり2本以上
④構造物の内側に生垣を設置する場合、構造物の高さが50cm以下
⑤生垣とフェンスは併用できます。ただし、道路から生垣が容易に見えること(遮へい率50%未満)。

◆助成額 ○助成対象の植栽費用の1/2を助成します。ただし、植栽樹木1本あたり2,500円、全体で15万円が助成金の上限となります。

※植栽費用とは、苗木・支柱等の購入費、土壌改良費です。業者施工の場合は、人件費・諸経費も含まれます。

○助成対象の生垣を植栽するため撤去するブロック塀等に関しては、塀面積1㎡あたり4千円、全体で15万円を限度として助成します。

◆受付 生垣をつくる場所の区役所街並み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課で、毎年度2月末日まで受付していますが、内容審査のため着手予定日の3週間前までに申請して下さい。当年度の予算の範囲内での助成となります。予算がなくなり次第受付を終了いたしますので、早めにご相談下さい。

◆申請書 各区役所街並み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課で配布しています。また、仙台市ホームページの「申請書ダウンロードサービス」もご利用いただけます。

◆提出書類 [申請時] ①申請書 ②見積書 ③事業計画図 ④位置図 ⑤事業前の写真

[完了時] ①事業完了報告書 ②事業後の写真

③領収書の写し(対象部分の金額が明示されているもの)

《受付・問い合わせ先》

各区役所 街並み形成課

青葉区：TEL 022-225-7211 (代表)

宮城野区：TEL 022-291-2111 (代表)

若林区：TEL 022-282-1111 (代表)

太白区：TEL 022-247-1111 (代表)

泉区：TEL 022-372-3111 (代表)

建設局百年の杜推進課：022-214-8389 (直通)